

ヨシュア記24章と祭司の「神聖学派」

Joshua 24 and the Priestly “School of Holiness.”

アダ・タガー・コヘン

Ada Taggar-Cohen

訳：杉村 裕美

Translation : Hiromi Sugimura

キーワード

シケム、契約、神聖法集

KEY WORDS

Shechem, Covenant, Priestly Holiness Code

要旨

ヨシュア記24章は、イスラエルとその神の間に結ばれた契約についての旧約聖書伝承の、一つの段階を提示している。シケムでの会合が政治的、かつ祭儀的な内容の古い伝承をも反映していることは広く認められており、形成と編集のなされた時代は複数提唱されている。

本論文はヨシュア記24章が、祭司文書Hに属する祭司集団「神聖学派」（その主な資料はレビ記17-26章）による作品であることを提示する。その論拠は契約の根底に法的言語を用いながらYHWHの神聖さが表されていることである。H特有である他の言語的特徴もこの議論を支持している。またこれらの論拠から、ヨシュア記24章の起源が捕囚期前にあることを提示する。

SUMMARY

Joshua 24 presents a stage in the Old Testament tradition of covenant between Israel and its God. It has been widely agreed that the assembly at Shechem reflects an old tradition of cultic as well as political contexts, but several periods of composition and redaction were suggested.

This article suggests that Joshua 24 is a composition of the circle of priests, who belonged to the priestly source H, or the “School of Holiness”, whose main document is Leviticus 17-26. The main reasoning for this argument is that the basis for the covenant, which is phrased in a legal language, is the holiness of YHWH. Other language features, which are characteristic of H, also support that argument. Based on the evidence it is also suggested that the origin of Joshua 24 was in the pre-exilic period.

1. ヨシュア記に後に書き加えられた一つの独立した文献であると一般的に見なされているヨシュア記24章は、旧約聖書の契約を中心に聖書学の関心を集めた。研究者たちはヨシュア記24章を古代近東の政治的条約の慣例に基づいた神と民の法的条約と見なし、契約の祭儀的・政治的起源に注目して解釈した¹。この章の形成された時期としていくつかの説が提案された。ほとんどの研究者は、シケムでの会合は古代宗教の中心に起源を持つ政治的状況と祭儀の古い慣わしを反映しているということに同意した。しかしながら、この章の言語にはいくつかの編集の層が見うけられ²、その構成に対して二つの主要な時代、紀元前八世紀かそれより後の五世紀が提案された³。ヨシュア記の著者がモーセ五書JEやPの出典と親しんでいたことははっきりしており、申命記記者の編集を認める研究者もいる⁴。

言語と内容を根拠に、この章のパピロニア捕囚以前の起源について、以下に詳しく論じる。

1.1 シケムでの会合は、イスラエルの民と約束された土地との関係における歴史的瞬間を物語っている。ヨシュア記24章もまた、民と神の関係の新しい段階を物語っている。契約 ברית *berît* と定義されるその関係は法的関係であり、指導者ヨシュアはまさに「掟と法」（25節、新共同訳による）を定めているのである。ヨシュアによって定められた法は、この章でレビ記の祭司文書を想起させる術語を用いながら示されている。

以下に、いわゆる神聖法集（レビ記17-26: H文書）を構成する責任のあった祭司集団は、ヨシュア記24章を構成する責任をも担っていたのではないかと仮定される。I. Knohlによって「神聖学派」と名付けられたこの祭司集団の独特な特徴は、彼の説によると、前八世紀の最後の四半期に出現し、後期の編集は捕囚後に生じた⁵。「神聖学派」の中心的観念形態の特徴を表すヨシュア記24章19-20節にまず注目し、次にヨシュア記24章が「神聖学派」に属する祭司集団による作品であると考えられる理由を示す。

2. ヨシュア記24:19-20「あなたたちは主に仕えることができないであろう。この方は聖なる神だからである」

2.1 これらの節はイスラエルの民とYHWH間の契約形成時の、指導者ヨシュアとイスラエルの民の会話の一部である。この章の14-18節でヨシュアはイスラエルの民に、神もしくは彼らが礼拝したいと思う神々を選ぶよう提案しているように見える。イスラエルの民は過去にYHWHが彼らのために起した奇跡のために、YHWHを彼らの神として選ぶ。18節は גַּם־אֲנַחְנוּ נִעְבֹּד אֶת־יְהוָה כִּי־הוּא אֱלֹהֵינוּ「私たちも主(YHWH)に仕えます。この方こそ、わたしたちの神です」という言葉で終わる。ヨシュアのイスラエルの民に対する返答は לֹא תוּכְלוּ לַעֲבֹד אֶת־יְהוָה「あなたたちは主に仕えることができないであろう」と特徴的である。動詞 יכול の意味は「～できる」である。ヨシュアの演説の中にある「あなたたちはできないだろう」とはどういう意味か。それはYHWHを礼拝することが不可能であることを意味するのか、それとも神を礼拝することの新しい定義を示しているのか。

次にこの表現が組み込まれた法的文章がこの表現に異なる意味を与えていること、また法的用語としてヨシュアがシケムで法を定める行為をほのめかしていることを明らかにしたい。

ヨシュアはイスラエルの民との会話の中で、YHWHのような神を礼拝することの難しさを לא (否定) + יכול (未完了形+不定詞) という動詞によって示す。この言葉の組み合わせは他の聖書箇所では、ある行動を起すために法的権威を全く持たない人間を指すのに用いられている。いくつかの例を以下に挙げる。

申命記12:17: לֹא־תוּכַל לֶאֱכֹל בְּשַׁעְרֶיךָ 自分の町の中で食べてはならない。

申命記16:5: לֹא תוּכַל לְזַבֵּחַ אֶת־הַפֶּסַח בְּאַחַר שַׁעְרֶיךָ 過越のいけにえを屠ることができるのは、あなたの神、主が与えられる町のうちのどこでもよいのではない。

申命記17:15: לֹא תוּכַל לָתֵת עָלֶיךָ אִישׁ נְכָרִי אֲשֶׁר לֹא־אַחֶיךָ הוּא 同胞でない外国人をあなたの上に立てることはできない。

申命記21:16: לֹא יוּכַל לְכַבֵּר אֶת־בְּנֵי־הָאֵהוּבָה עַל־פְּנֵי בְּנֵי־הַשְּׂנוּאָה הַבְּכֹר その長子である疎んじられた妻の子を差し置いて、愛している妻の子を長子として扱うことはできない。

申命記24:4: לֹא־יוּכַל בְּעֵלְהָ הָרִאשׁוֹן אֲשֶׁר־שָׁלְחָה לָשׁוּב לְקַחְתָּהּ לְהִיזֹת לוֹ לְאִשָּׁה 彼女を去らせた最初の夫は、彼女を再び妻にすることはできない。

士師記21:18: וְאֲנַחְנוּ לֹא נוּכַל לָתֵת־לָהֶם נָשִׁים מִבְּנוֹתֵינוּ כִּי־נִשְׁבְּעוּ

בְּנֵי־יִשְׂרָאֵל לֵאמֹר אָרוּר נָתַן אִשָּׁה לְבְנֵינָנוּ

だが、わたしたちは、娘を彼らの嫁にやるわけにはいかない。イスラエルの人々は誓ったからである。

ヨシュア9:19: וַיֹּאמְרוּ כָּל־הַנְּשִׂאִים אֶל־כָּל־הָעֵדָה אֲנַחְנוּ נִשְׁבַּעְנוּ לָהֶם
בַּיהוָה אֱלֹהֵי יִשְׂרָאֵל וְעַתָּה לֹא נוּכָל לִנְנוֹעַ בְּהֵם:

指導者たちは皆、共同体全体に言った。「我々はイスラエルの神、主（YHWH）にかけて彼らに誓った。今、彼らに手をつけることはできない。」

上記の申命記からの五つの例は、特定の法的・祭儀的・社会的行為を禁止している。最後に挙げた士師記とヨシュア記の二つの例は、法的効力を持った誓いについて述べている⁶。

M. Weinfeldは彼の申命記に関するその著書において、**לא תוכלו** という形が法の冒頭にしばしば登場することを指摘している⁷。彼は以下のように結論付けている。

「民が法をその新奇性や特異性のために無視するかもしれないようなとき、著者は『あなたは禁止されている / **לא תוכלו**』と付け加えた。文書にこのような表現が登場しても、申命記の起源の根拠とすることはまったくできない。申命記神学の要素を含んだ繰り返される表現だけが『申命記的』と見なされるのである」（下線は筆者による）。

2.2 **לא** (否定) **יִכְלֹ** (未完了形+不定詞) という形は「あなたは禁止されている」という意味の、断言法 **לא תעשה** 「～してはいけない/あなたは～するべきではない」に呼応する⁸。アラビア語で **יכול** / **כהל** という動詞は、紀元前八世紀のSefire碑文に遡り、従属する王に定められた禁止事項中、否定形を伴った一人称もしくは三人称のどちらかで現れる：“אנא לאכהל לאשלח ירן בכך וליכהל ברי [לו]שלח יר בברנתך”⁹。RabinowitzはElephantineのアラム語文書中の動詞 **כהל** に「法の力を持つ」という法的意味があることを指摘した¹⁰。紀元前五世紀に遡るElephantineのアラム語の法律文書には、「私が自身に義務付けたことを回避することは法の効力によって禁じられている」を意味する “**לא אכהל**+未完了形” の使用が認められる¹¹。

את־יהוה לעבד תוכלו לא という表現は、それと同様に「他の神々を礼拝している間、この契約に定められる合意の法的効力により、あなたはYHWHを礼拝することを禁じられている」と訳されるべきである。したがって、このヨシュアの表現は断言法の冒頭陳述なのであり、「この方は聖なる神であり、熱情の神であるから」という理由付けが続いている。20節は **כי** 「もし」で始まる。これは前に示された主要な法に対する、特定の事例の始まりである。**כי** + 未完了形の動詞は決疑法と考えられる¹²。しばしば聖書法規中、断言法に続いた決疑法が見受けられる（出エジプト記21:12-21を参照）。20節は法から逸脱した場合とその処罰を提示している (**כי תעזבו** 「もしあなたが主を捨てるなら」、主は災いをくだし、**אתכם וכלה** 「あなたたちを滅ぼし尽くされる」)。したがって19-20節は断言法と決疑法が組み合わさったものである。

25節は **וַיִּשְׂא אֶת הַחֵק וְנִשְׁפַּט בְּשֵׁמֶם** 「ヨシュアはシケムで彼らのために掟と法とを定めた」という言葉で新しい法の授与を強調している。24章で用いられている言語は明確に法的思考を反映している¹³。

断言的、かつ決疑的に宣言されたこの法で明らかにされた原則は、YHWHだけの礼拝であり、YHWHの神聖さは礼拝の指針となる。この意味に注目するために、ヨシュア記24章と23章の類似点と相違点を指摘する。両章ともヨシュア記の終わりになりうる。ヨシュア記23章が人々に神の礼拝の仕方を指示する、証の形をとった法に従うことへの呼びかけであるのに対し、24章は礼拝されるべきものを指し示す、YHWHに仕えるための挑戦である¹⁴。これは24章を六書の結論とするが、もう一方でこの章を、斬新な法的言語で記された聖書箇所に見られる、ある特定の集団によって創造された観念形態に由来するのではないかという疑問を提起する。

3. 神の神聖さとヨシュア記24章「神聖学派」の他の特徴

3.1 ヨシュア記24:19-20で述べられている法の主題はYHWHと民の関係である。民はYHWHが神聖であるため、彼を礼拝することを禁じられる。その神聖さは民の背信を神が赦さないことを意味し、ここで定義されているその赦されない背信とは外国の神々を礼拝することである。神聖な状態とは、それまで礼拝していた他の神々を捨て去りYHWHのみを礼拝することであると彼らは想定し、民は神聖な状態でのみYHWHを礼拝することが許される。

קְדוּשֵׁי אֱלֹהִים קְדוּשִׁים という表現は、**קְדוּשָׁה** 「神聖な」という形容詞の複数形を用いており、ヨシュア記24章に独特である。聖書の中で他にこの神聖関係が登場するのは、レビ記11:44-45;19:2;20:7,26;21:6,8である。これらすべての節に神の神聖さとその民の神聖さの直接的関係が示されている。他の聖書箇所では、イスラエルの民はその神によって神聖であると認められるが、神自身の神聖さが理由として言及されることはない¹⁵。

Knohlはすでに述べた研究において、「神聖学派」文書(H)を祭司文書(P)から区分する特徴を定めた。彼はH文書の神聖という概念はPと比べてかなりの変化を経ていることを指摘した。神聖さは祭儀的領域の排他的な場所から出て、社会法の領域へと移った。神聖さは今やイスラエルの全ての民と国中の全てのものに適用される(レビ記19:23-4;27:21)。イスラエルの民は神聖な人生を生きることが要求される民と見なされ、このことはイスラエルの民と他の国々の関係(レビ記20:26)と、他の国々とその習慣から彼ら自身を区別することを求めることから目立って明らかである¹⁶。

3.2 神とその民の契約はHによると、イスラエルのエジプトからの救出に基づいた、条件付きの契約である。J. Joostenはこのことを次のように定義している。「(H)法の全存在理由は、YHWHがその民をエジプトで奴隷であったことから導き出したときにYHWHが民にした行為に基づいている」¹⁷。レビ記25:38にはこのような記述がある。

אֲנִי יְהוָה אֱלֹהֵיכֶם אֲשֶׁר־הוֹצֵאתִי אֶתְכֶם מֵאֶרֶץ מִצְרַיִם לְתַת־
לְכֶם אֶת־אֶרֶץ כְּנָעַן לְהִיּוֹת לְכֶם לְאֱלֹהִים׃

「わたしはあなたたちの神、主 (YHWH) である。わたしはカナン土地を与えてあなたたちの神となるために、エジプトの国から導き出した者である。」

ヨシュア記24:16-18における、イスラエルの民による神表現は、まさに上記の考えと相関関係にある（「私たちの神、主 (YHWH) は、わたしたちとわたしたちの先祖を、奴隷にされていたエジプトの国から導き上り、…わたしたちも主 (YHWH) に仕えます。この方こそ、わたしたちの神です」）。この節で強調されている思想は、イスラエルの民がエジプト人の奴隷であることからYHWHの奴隷に移行することである。Hはאֶרֶץ כְּנָעַן (ヨシュア記24:3参照) だけでなく、אֶרֶץ מִצְרַיִם (レビ記26:45) という表現も一般的に用いている¹⁸。イスラエルの民の祖先がHとヨシュア記24章の両方に記されていることに留意すべきである。レビ記26:42には「そのとき、わたしはヤコブとのわたしの契約、イサクとのわたしの契約、更にはアブラハムとのわたしの契約も思い起こし、かの土地を思い起こす」とある。この三人の族長は、神からの土地相続に焦点を当てた歴史物語の冒頭、ヨシュア記24:3-4にも出てくる。ヨシュア記24章は*berît*という語を、族長に関連するものとしても、シナイに関連するものとしても用いていない。作者の歴史認識は、その時点までYHWHの行為が奪い、導き、増やし、与え、運び出し、壊す等、一方的だったということである。

土地とその相続に関するHの用語はנָתַןとיָרַשׁであり、それらはイスラエル人をYHWHの相続人として結びつける¹⁹。H (レビ記20:24) は神が土地を「所有するために」与えることを強調している。ヨシュア記24:4はエサウに関して同じ言葉を用いている。ヨシュア記24:3, 8は創世記15:7とレビ記18:24,28を想起させる。

3.2.1 Hで契約は繰り返し述べられる。Joostenの言葉を借りるとそれは「政治的従属ではなく、神聖な相互関係」である²⁰。神の譲与という考え方は、Hの*berît*概念にとって最も不可欠である。ヨシュア記24:3には、創世記17:8やレビ記25:38のような条件なしの、神によるアブラハムへの譲与が繰り返し描かれている。他方、創世記とレビ記は双方とも譲与の結果としてYHWHがアブラハムの子孫の神となると記している²¹。民は神の奴隷であり、奴隷として彼らは永遠に神に属する。彼らが不従

順であったとしても、彼らは依然として神に属する²²。神との関係を示すHの特別な術語は“verba solemnia”を想起させる。וְאַתֶּם תְּהִיוּ לִי לְעַם וְהָיִיתִי לָכֶם לְאֱלֹהִים
 「そしてわたしはあなたたちの神となり、あなたたちはわたしの民となる」(レビ記26:12)²³。これはヨシュア記24:18で繰り返される。נַעֲבֹד אֶת־יְהוָה כִּי־הוּא אֱלֹהֵינוּ
 「わたしたちも主(YHWH)に仕えます。この方こそ、わたしたちの神です」。HにおけるYHWHと民の関係は、一人称を用いたイスラエルの民への神の語りかけで表現される²⁴。ヨシュア記24:2-13は一人称と二人称、「わたしーあなたたち」を用いた神の語りを含む。民はעַםと呼ばれ、それはHの特徴である。Joostenはその名詞の意味を、YHWHとの近い関係を示す「親類」ではないかと指摘している²⁵。主人に捕らえられた奴隷のように、イスラエルの民は住む土地を与えられ、そして民は神に仕えることができる。これは古代近東文書でよく知られている王の譲与の概念に似ている²⁶。

3.2.2 ヨシュア記24章は条約の様式を反映した作品として解釈されたが、この解釈には様々な理由により激しい反論がなされた。最近ではN. Weeksがヨシュア記24章の問題点をも論じつつ、条約/契約形式の概観を提示した²⁷。しかし、H中の契約は神の譲与として様式化されているので、臣下との条約形式に従った申命記の契約概念とは異なる²⁸。筆者の考えでは、ヨシュア記24章もまた政治的な条約というより、むしろ王の譲与として様式化されている。

ヨシュア記24章は、法的譲与の概念がこの章を組み立てるときに作者を導いたことを示すいくつかの表現を含む。1) 2-13節の歴史的記述の主要論点はアブラハムを選ぶ神であり、נתן「与える」という語根を持った動詞が多く見受けられる²⁹。神はアブラハムの子孫に、彼がまず族長に見せた土地を与える。2) 神からの譲与としての土地の主な記述は13節にある。

וְאַתֶּן לָכֶם אֶרֶץ אֲשֶׁר לֹא־יָנַעְתָּ בָּהּ וְעָרִים אֲשֶׁר לֹא־בְנִיתֶם
 וְתִשְׁבוּ בָּהֶם כְּרִמִּים וְזֵיתִים אֲשֶׁר לֹא־נִטְעַתֶם אַתֶּם אֹכְלִים:

「わたしは更に、あなたたちが自分で勞せずして得た土地、自分で建てたのではない町を与えた。あなたたちはそこに住み、自分たちで植えたのではないぶどう畑とオリブ畑の果実を食べている」。

この節は申命記6:10-11と並行している。しかし、申命記が誇張し、詳細に述べようとしているところを、ヨシュア記は短く三つの段階に分けているように見える。1) わたしは与えた、2) あなたたちは住んだ、3) あなたたちは食べている。二番目の「住む」וְתִשְׁבוּは、ヨシュア記24:7の荒野での居住と相関関係にある(「その後、長い間荒れ野に住んでいた」)。荒れ野での居住は、聖所を創造し、新しい社会を形成するために重要な期間であったとHは見なしている³⁰。

申命記とヨシュア記24章の両方の文書に、アッシリア、ハティやウガリット等の古代近東の王の譲与が反映しているのが見受けられる³¹。אַתֶּם אֱלֹהִים 「あなたたちは食べている」という言葉は、イスラエルの民は土地の所有権を持たず、土地の使用権だけが彼らに与えられていることを意味した³²。土地の所有者は「贈与者」YHWHである。彼は土地を神聖な状態で与える。これはまさしくHの概念である。イスラエルの民の地位は

וְהָאָרֶץ לֹא תִמְכַּר לְצַמְחַת פִּי־לֵי הָאָרֶץ כִּי־יָגִירִים וְחוֹשְׁבִים אַתֶּם עַמִּדִּי

である。土地はYHWHに属し、民は*gēr*「土地に住むことを許された外国人」のようであった。*gēr*と*tōšhab*（語根*yšb*から）の組み合わせも考慮すべきである³³。

土地はヨシュア記の主要論点であり、最近R. Hessは、ヨシュア記の文学様式が北シリアAlalakhのアッカド文書に見られるような法的譲与の反映であることを明らかにした³⁴。

3.2.3 Hとヨシュア記24章の両方に、神の名の類似した使用法が見られる。Hでの神の名はיהוה / אלהים (YHWH/Elohim) と、その二つの組み合わせである³⁵。ヨシュア記24章で用いられている名前はיְהוָה אֱלֹהֵי יִשְׂרָאֵל (2,23節) である。ヨシュアが対話を通して神をיהוהと呼ぶのに対し、民は神を人格神の特徴的な形יְהוָה אֱלֹהֵינוּと呼ぶ。この神は族長を選んだが、エジプトからの解放の後、契約を国民であるイスラエルの民と結んだ。

3.2.4 ヨシュア記24章中、カナンのは地はYHWHに属するものとして見なされている。他の神々は外国の地の神々と見なされている（15節、「川の向こう側」の神々、または「アモリ人の神々」）。それらはまた「ほかの神々」אֱלֹהִים אֲחֵרִים (2,16節)、または他の国の神々の総称であるנְכַר אֱלֹהֵי (20,23節) と呼ばれる。この章の作者によると、これらの神々はYHWHの土地に居場所が全くない。

Joostenは申命記がנכרי (*nokri*)という言葉、家族、またはイスラエルの家系に属さない人間として用いているとき（申命記17:15,23:21,29:21。申命記25:5、創世記31:15の家族に属さない人間זר (*zar*)と比較）、Hはנכר (*nekar*) とבן־נכר (*ben-nekar*)という形を用いていることを指摘した³⁶。נכרとזרは両方とも不浄と見なされており（申命記14:21、レビ記22:10,13）、詩篇81:10のנכר אל // זר אלはその一例である³⁷。外国人בן־נכרが不浄さを創りだすように（レビ記22:25）、YHWHだけに属する土地に他の神々が居るとき、他の神々も不浄さを創りだす。Hにとって土地とはYHWHの住む場所であり、したがって聖所の神聖さが土地全体に拡張されているのである³⁸。ひとたび他の神がその土地で礼拝されると汚れてしまい、レビ記20:2-3に

明記されているような刑罰が続く。

Knohlが指摘しているように、レビ記26章は祝福と呪い（契約文書形式の特徴的要素）で締めくくられており、呪いで最も深刻なのは土地の荒廃と追放である³⁹。ヨシュア記24:20はこの考えを反映している。20節は申命記31:16と32:12の二つの箇所に関連があるようだが、**וְהָיָה יְהוָה וְהָיָה**の組み合わせはレビ記5:4の法的資料だけに現れる⁴⁰。レビ記のこの節は祭儀的領域に法と社会道徳を割り当てたH文書の一部である⁴¹。これは神聖学派に帰する観念形態と対応する。

4. ヨシュア記24章とヨシュア記の編集

ヨシュア記24章は長い間ヨシュア記の付録として見られてきた。それは独自の、独立した文学作品として考えられた。ヨシュア記については、一般的に三層の編集がなされていると認められている。始めの二つの編集は申命記の言語が用いられており、三つ目は祭司的編集である（しかしそれは通常P編集と見なされている）⁴²。これら三つの層に加えて、捕囚後の編集者による後の層もまた、特にヨシュア記24章に関し、学者たちに認められている⁴³。Knohlはすでにヨシュア記21章と22章のHの観念形態を、レビ人の町の概念の中に認めている⁴⁴。Joostenによれば、それは「民と土地の概念がこの言語資料の思想にとって大変重要である事実」による⁴⁵。

ヨシュア記24章は複合文書として見られてきた。我々の文書理解では1-25節が主要文学単位であり、1-25節のまとまりは初めにMueilinburgによって提案された⁴⁶。29-33節はヨシュア記に付け足されたものであり、エフライムの部族に関する詳細が含まれる⁴⁷。1-28節は神聖学派の祭司らによって構成された独立した文書、異なる単位として考えることができる。

すでに述べた通り、今日正典の中に見られるようなヨシュア記24章が構成された時期に関して、様々な見解が存在する。我々はこの章の作者を推察するために、二つの視点から出発した。一つ目は、申命記とアラム語の文献との関連から紀元前七世紀から五世紀間と考えられる、禁止**לֹא תוֹכֵלוּ**の言語的使用である。二つ目は、聖書の文章を創作、編集するのに活発であった「神聖学派」に文書を帰することである。Knohlは、神聖学派はアハズ王とヒゼキヤ王の時代（八世紀の後半）に主に活動したと提唱したが、神聖学派は次の世紀とバビロンからの帰還までも依然として活発であった⁴⁸。

ヨシュア記24章の言語は申命記の言語といくつかの類似点があるが、明らかに独立した独自の文体も持っている⁴⁹。一方、それはHによく用いられている特徴を持つ。また、筆者がこの論考で明らかにしようとしたように、この章の作者を導いた観念形態は彼をDよりもHに接近させた⁵⁰。

ヨシュア記24章の構成は神聖学派の主要活動時期に帰することができるかと筆者は考えている。これはイスラエルの北王国の第一次捕囚がすでに起こった後であり、条件付きで神から受けた土地から追放されることへの恐れが現実となった。北王国からの多くの難民がエルサレムやユダヤの他の地域にたどり着いたこと、彼らの中には学者や祭司がいたに違いないことが推察される⁵¹。彼らは彼らと共にシケムのイスラエル伝統を持ち込み、それがヨシュア記24章へと統合された⁵²。

M. Anbarは、この章の作者によって伝達された言語と観念形態の研究に基づいて、その作品は捕囚後の時代に帰されるべきだという結論を下した⁵³。いくつかの言語の特徴はこの章の後期の編集、もしくは後の時代の慣用句の挿入を示すかもしれないが、この章の中心部が早い時期の創作である可能性は言語的にも、歴史的にも高いと筆者は考える。

後の挿入の一例として、慣用句または語句の組み合わせである סֵפֶר תּוֹרַת אֱלֹהִים (26節) が挙げられる。この組み合わせはネヘミヤ書8:18でもう一度登場する⁵⁴。しかしながら、ヨシュアの手紙はヨシュアによって書かれたものを指し、モーセが書いた律法の手紙を指すのではないようだ。ヨシュアはまさに新しい法、もしくは「既存の法の新しい解釈」を与えたのであり、この革新は新しい書物に記されねばならなかった。神聖学派の観念に基づいたその契約は、イスラエルの民がYHWHの完全な所有権の下に入り、YHWHの奴隷となり、その代わりに住む場所を与えられるという、極めて歴史的な瞬間にヨシュアによって書かれた書物である。

ヨシュアの時代の主要論点は土地の相続であり、またそれはAnbarが捕囚後の初期の時代と信じるその作者の時代の主要論点でもあったので、Anbarはこの章の作者がヨシュアの特徴に注目したことを強調している。しかしながら、我々はヨシュアのイメージを、YHWHを礼拝するよう民に呼びかける指導者のイメージとして論じることが出来る。それはまた列王記下18章に記されたユダの王ヒゼキヤのイメージにも当てはまるとも言えるだろう⁵⁵。

注

- 1 この文献に関しては、Noth, von Rad, Mowinckel, Mendenhall 等を始め、W. T. Koopmans, *Joshua 24 as poetic Narrative* (JSOTSS 93, 1990) 31-95参照。ヨシュア記とヨシュア記24章に関する近來の注解書として、R. D. Nelson, *Joshua: A Commentary* (The Old Testament Library, Kentucky) 1997参照。
- 2 ヨシュア記の編集の概論として、近來のM. N. van der Meer, *Formation and reformulation: The Redaction of the Book of Joshua in the Light of the Oldest Textual Witnesses* (Leiden) 2004参照。この論点に関する初期の包括的概論はJ. van Seters, "Joshua 24 and the Problem of Tradition in the

- Old Testament,” in: *In the Shelter of Elyon: Essays on Ancient Palestinian Life and Literature in Honor of G.W. Ahlström*, Ed. W. B. Barrick and J. R. Spencer (JSOTSS 31: 1984) 139-158である。
- 3 他の研究者たちが後の時代を提案している中で、Koopmans, *ibid*, 410-413は前の時代を支持している。後の時代を支持する最新の詳細な研究は、M. Anbar, *Josué et l' alliance de Sichem (Josué 24:1-28)* (Beiträge zur biblichen Exegese und Theologie 25) Frankfurt 1992参照。この本は初めにフランス語で出版され、後にヘブライ語に翻訳された。*Joshua and the Covenant at Shechem (Jos. 24:1-28)*, Tel Aviv, 1999, 1-14. [ヘブライ語版が以下に引用されている。]
- 4 大多数の研究者たちが著者、又は編集者を指摘しながら、この文に申命記的語法を認めた。これらの考えの詳細な調査はKoopmans, *ibid*, 109-115参照。
- 5 I. Knohl, *The Sanctuary of Silence: A Study of the Priestly Strata in the Pentateuch* (Jerusalem) 1992 [Hebrew] 188-204. Knohlと似た結論を持つ、近來の神聖法集に関する研究はJ. Joostenによって発行された*People and Land in the Holiness Code* (VTS 42, Leiden, 1996)である。Joostenの結論もまた、神聖法集の時期を捕囚期以前、エルサレムの第一神殿崩壊以前を指示するものである。
- 6 更なる例として創世記34:14, 43:32; 出エジプト記19:23; 申命記22:29; エゼキエル書33:12参照。エレミア書 38:5 : **כִּי־אֵין הַמֶּלֶךְ יוֹכֵל אֶתְכֶם דְּבַר** (その場合王には何の法的権限もないという意味)。
- 7 M. Weinfeld, *Deuteronomy and the Deuteronomistic School* (Oxford, 1972) 2-3.
- 8 断言法に関しては、Alt, “The origins of Israelite Law” *Essays on Old Testament History and Religion* (1966) 116参照。言語学的論考としては、Muffs, *Studies in Aramaic Legal Papyri from Elephantine* (Leiden, 1969) 36-37 note 2参照。
- 9 J. A. Fitzmyer, “The Aramaic Inscriptions of Sefire I and II,” *JAOS* 81 (1961) 182 (lines 24-25), 204.
- 10 Rabinowitz, “Neo-Babylonian Legal Documents and Jewish Law,” *Journal of Juristic Papyrology* 13 (1961) 162の、このことばのギリシャ的用法の指摘を参照。またT. Muraoka & B. Porten, *A Grammar of Egyptian Aramaic* (Handbuch der Orientalistic, Brill, 1998) § 73a参照。
- 11 B. Porten & Szubin, “A Dowry addendum (Kraeling 10)” *JAOS* 107 (1987) 235. またT. Muraoka & B. Porten, *ibid*, § 73aによるアラム語文法も参照。
- 12 Alt, *ibid*, p. 89; R. A. F. Mackenzie, “The Formal Aspect of Ancient Near Eastern Law” in: Ed. W. S. McCullough, *The Seed of Wisdom: Essays in Honor of T. J. Meek* (University of Toronto Press, 1964) 33.
- 13 詳細は3.2.2.以下参照。筆者はヨシュア記24章の法的側面を抜き出し、後の論文で詳しく述べる。
- 14 Nelson, *ibid*, 268.
- 15 申命記7:6; 14:2, 21; 26:19; 28:9参照。それらの箇所については、Weinfeld, *Deuteronomy and the Deuteronomistic school* (Oxford, 1972) 227-228参照。
- 16 Knohl, *ibid* (1992) 169-170. 同じ主題については、J. Joosten, *ibid* note 4も参照。彼のHの神聖観念

- の捉え方は、130-133参照。
- 17 Joosten, *ibid*, 196.
- 18 Joosten, *ibid*, 149-152. Hとヨシュア記24章共に、カナンの領土の範囲について明記していない。
- 19 Joosten, *ibid*, 184-188. 3.2.1. 以下参照。
- 20 Joosten, *ibid*, 116.
- 21 Hによる創世記17:7-8の編集については、Knohl, *ibid*, 96参照。
- 22 その民族としての特殊な独自性について、Nelson, *ibid*, 272-3参照。
- 23 Joosten, 101ff.
- 24 Knohl, *ibid*, 160.
- 25 Joosten, 79.
- 26 Joosten, 101ff., 134-5. これはWeinfeld, *Justice and Righteousness in Israel and the Nations: Equality and Freedom in Ancient Israel in Light of Social Justice in ANE (Jerusalem, 1985)* [Hebrew] 133-9に詳細に論じられている。
- 27 N. Weeks, *Admonition and Curse: The Ancient Near Eastern Treaty/Covenant Form as a Problem in Inter-Cultural Relationships* (JSOTSS 407, London, 2004) 151-153. Weeks 自身、条約を「個人的関係を確立することを意図とした手段」と捉えているため、形式が定められることを期待していない。
- 28 Joosten, *ibid* 200-1.
- 29 聖書の法文書中の動詞の用法については、*TDOT* 10 (1999) 96-101参照。
- 30 Joosten, *ibid*, 137ff.
- 31 ウガリットの王の譲与については、K. Baltzer, *The Covenant Formulary* (tr. D. E. Green; Oxford, 1971) 20-21参照; アッシリアについては、J. N. Postgate, *Fifty Neo-Assyrian Legal Documents* (Warminster, 1976) 2-3参照。
- 32 動詞𐎠𐎢𐎩「食べる」を「使うことを許される」とする法的用法については、レビ記 22:1-16 参照。また、J. J. Rabinowitz, “Neo-Babylonian legal Documents and Jewish Law” *Journal of Juristic Papyrology* 13 (1961) 157-158と比較されたい。ネオ・アッシリアの土地を貸し出す際の譲渡証書中に同様に用いられているアッカド語の動詞 *akālu* については、J. N. Postgate, *Fifty Neo-Assyrian Legal Documents* (Warminster, 1976) 29-31参照。
- 33 両方の動詞の用法については、H see Joosten, *ibid*, 73-74参照。
- 34 R. S. Hess, “The Book of Joshua as a land Grant” *Biblica* 83(2002) 493-506.
- 35 Knohl, *ibid*, 159.
- 36 Joosten, *ibid*, 75-6.
- 37 詩篇81:10はヨシュア記24章の多くの歴史的 content と呼応しており、恐らくヨシュア記24章と同様に、北王国の伝承に基づいている。M. J. Buss, “The Psalms of Asaph and Korah” *JBL* 82 (1963) 384-8参照。

- 38 Joosten, *ibid*, 176-7.
- 39 Knohl, *ibid*, 190ff., and 202-3.
- 40 これら二つと同じ語根の言葉が共にエレミア書35:15にも登場する。この節はヨシュア記24章の主旨も含んでいる。
- 41 Knohl, *ibid*, 168.
- 42 Van der Meer, *ibid* note 2, 119-153.
- 43 Anbarは *ibid*, 128-130の中で、ヨシュア記24章の作者は申命記学派の表現法と考え方に精通していると述べているが、ヨシュア記の表現法と言葉は申命記学派のものとは異なり、聖書の後期の書物により近い。そのためAnbarはこの章の年代を第一神殿の崩壊からネヘミヤの時代の間と示唆している。筆者は認めないが、この書物の極端に後期の編集については、J. Strange, “The Book of Joshua – Origin and Dating” *SJOT* 16,1 (2002) 44-51参照。
- 44 Knohl, *ibid*, 94, 195.
- 45 Joosten, *ibid*, 193.
- 46 J. Muilenburg, “The Form and Structure of the Covenantal Formulations” *Vetus Testamentum* 9 (1959) 357-360.
- 47 See R. D. Nelson, *ibid*, 278-283.
- 48 Knohl, *ibid*, 186ff. and 190-197.
- 49 Koopmans, *ibid*, 343-4.
- 50 Hの初期の活動年代を8-7世紀とするKnohlの説を筆者は支持しているが、もしその説が正しければ、その活動年代は申命記史家よりもそれほど早いものではなく、彼らの似たことばづかいは驚くにあたらないだろう。
- 51 Knohl, *ibid*, 194-5.
- 52 ヨシュア記の文書の変遷については、van Meerの結論(*ibid*, p. 523)参照。ヨシュア記は「古代の証人たちは、MTに保存されたヨシュア記の版に先立つ形成過程ではなく、その版の解釈、調和、改革について証言している」ことを示している。だからLXXのように、シケムはシロに取って代わられるべきではない。
- 53 Anbar, *ibid*, 128-130.
- 54 「本」という言葉を用いた熟語は幾つかあり、ネヘミヤ記等に登場する。
ספר תורת משה, משנה תורת משה, ספר התורה, ספר התורה הזה
- 55 ヨシュアの וְאָנֹכִי וּבֵיתִי נִעְבְּדְךָ אֱתֵיְהוָה: 「ただし、わたしとわたしの家は主 (YHWH) に仕えます」という宣言は、指導者によるYHWH礼拝の中央集権化が示されており、そのような奉仕への呼びかけは歴代誌下30章のヒゼキヤの叙述と一致するだろう。